

平成27年度第3回安城市自立支援協議会次第

日時：平成28年3月24日（木）

午後1時30分～午後3時

場所：安城市役所北庁舎7階 第23会議室

1 あいさつ

2 議 題

- (1) 平成28年度自立支援協議会の体系と各組織の役割（案）について（承認）
・・・資料1
- (2) 作業部会及び各担当者会における平成28年度のテーマ（案）について
（承認）
・・・資料2
- (3) 障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関する
ガイドライン（案）の見直しについて（承認）
・・・資料3
- (4) 平成28年度新規・拡充事業について（報告）
・・・資料4
 - ①軽度・中等度難聴児の補聴器購入補助について（新規）
 - ②強度行動障害者支援事業費補助について（新規）
 - ③重症心身障害者共同生活利用対象補助について（新規）
 - ④地域活動支援センター機能強化事業について（拡充）
 - ⑤基幹相談支援センター研修会について（拡充）
- (5) 安城市見つかるとつながるネットワークについて（報告）
・・・資料5
- (6) 平成28年度研修会スケジュールについて（報告）
・・・資料6
- (7) 障害者差別解消法に関する市の取り組みについて（報告）
・・・資料7

3 その他

- (1) 平成28年度の安城市自立支援協議会開催予定について

第1回 日時： 平成28年6月23日（木）午後1時30分から

場所： 安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

第2回 日時： 平成28年10月27日（木）午後1時30分から

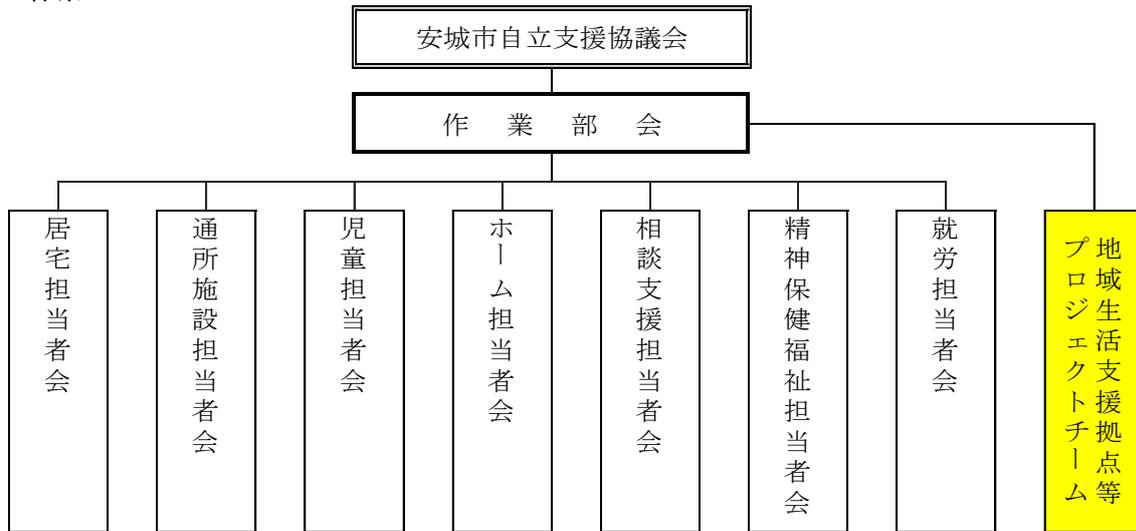
場所： 安城市役所

第3回 日時： 平成29年3月23日（木）午後1時30分から

場所： 安城市役所

自立支援協議会の体系と各組織の役割(案)

1 体系



2 構成員

		開催時期	構成事業所等	内容
作業部会		毎月第4木曜日	作業部会長・副会長 各担当者会会長・副会長 PTリーダー、PTサブリーダー ふれあいサービスセンター、障害福祉課	地域の課題について検討
地域生活支援拠点等プロジェクトチーム		未定	市内社会福祉法人 作業部会代表 基幹相談支援センター、障害福祉課	地域生活支援拠点等原案作成
担当者会	居宅担当者会	毎月	居宅サービス提供事業所	テーマについて検討
	通所施設担当者会	偶数月	生活介護 日中一時支援 学校	
	児童担当者会	奇数月	児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援(児童対象) 療育センター 保健センター 学校(ケースの内容により出席を依頼)	
	ホーム担当者会	奇数月	グループホーム	
	相談支援担当者会	毎月	指定特定相談支援 障害児相談支援 基幹相談支援センター	
	精神保健福祉担当者会	奇数月	就労継続支援B型 指定特定相談支援 地域活動支援センター 衣浦東部保健所 各病院PSW 安城若者サポートステーション	
	就労担当者会	偶数月	就労移行支援 就労継続支援A型、就労継続支援B型 障害者就業・生活支援センター 学校	

※ 担当者会には、ふれあいサービスセンターと障害福祉課も出席する。

様式A

作業部会及び各担当者会の平成28年度テーマ（案）

第3回自立支援協議会資料

担当者会	テーマ
作業部会	①地域生活支援拠点等の整備について 勉強会：未定
居宅担当者会	①ヘルパーのブラッシュアップ～自助・共助・公助～ ②人材不足の包括的な解決 勉強会：未定
通所施設担当者会	①強度行動障害児者の支援対応について ②困難事例の検討 勉強会：虐待、権利擁護、差別解消法について
児童担当者会	①児童期の関わり方を勉強しよう ②発達障害・アスペルガーの方の支援や居場所づくりに必要な事を検討する 勉強会：医療と福祉の連携について
ホーム担当者会	①グループホーム地域啓発 ②ホーム利用者の土日支援について ③サービス管理責任者スキルアップ 勉強会：支援者のためのグループホーム見学会
相談支援担当者会	①相談支援業務の充実について ②事業所との連携について ③相談支援事業を続けていくためには 勉強会：有意義なサービス担当者会議の進め方
精神保健福祉担当者会	①医療と福祉の連携について ②必要な社会資源について ③一人暮らしの体験ができる短期入所部屋（名称仮称）をGHに確保することについての検討 勉強会：未定

担当者会	テーマ
就労担当者会	<p>①支援学校との連携を図り、保護者との具体的な接点を広げ相互理解を深める。</p> <p>②支援の質の向上を図るため、障害者個人に合わせた支援を合理的配慮に基づいて考える。</p> <p>勉強会：就労ならではの事業所における組織論及び経営論について学ぶ</p>

障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に
関するガイドライン（案）

H28. 4. 1

1 趣旨

本ガイドラインは、障害福祉サービスをはじめとする安城市内の限られた障害福祉資源を分け合い、有効活用するため、安城市自立支援協議会において、サービス利用に関する事項を協議のうえ採択された基準であり、サービス等利用計画書を作成するガイドラインとする。

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
居宅介護	児・者	国庫負担基準に係る単位数 ※ 1	1 年
重度訪問介護	児・者		
行動援護	児・者		
重度包括支援	児・者		
同行援護	者（視覚）		

※ 1 国庫負担基準に係る単位数は、「支給決定年度の国庫負担基準」に準ずる。

（4頁参照）

② 日中活動系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
療養介護	者	当該月の日数	3 年
生活介護	者	当該月の日数－ 8	3 年
短期入所	児・者	7 日	1 年
就労移行支援	者	当該月の日数－ 8	1 年（2 年間）
就労継続支援 A 型	者	当該月の日数－ 8	3 年
就労継続支援 B 型	者	当該月の日数－ 8	1 年
自立訓練 （機能訓練）	者（身体）	当該月の日数－ 8	1 年（1 年 6 か月間）
自立訓練 （生活訓練）	者（知的・精神）	当該月の日数－ 8	1 年（2 年間）

③ 居住系サービス

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
施設入所支援	者	当該月の日数	3年
共同生活援助 （グループホーム）	者	当該月の日数	
宿泊型自立訓練	者（知的・ 精神）	当該月の日数	1年（2年間）

（2）障害児通所給付

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
児童発達支援	児	23日	1年
放課後等デイサービス	児	23日 ※2	
医療型児童発達支援	児	23日	

※2 日中一時との合算は25日／月

（3）地域生活支援事業

サービス種別	対象者区分	支給量上限（／月）	支給期間
移動支援	児・者	15時間	1年
日中一時支援	児・者	10日：他の日中活動系サービス （短期入所を除く）または学校・ 会社等へ通所等している者 ※3 23日：他の日中活動系サービス （短期入所を除く）または学校・ 会社等へ通所等していない者	
地域活動支援セン ター（クリエイト 川名）	者（視覚）	10日	
地域活動支援セン ター（エコハウ ス）	者（NPO 法 人パークのホ ームに入居中 の者）	10日	

訪問入浴サービス	児・者 (身体)	9日	
----------	-------------	----	--

※3 放課後等デイサービスとの合算は25日/月

(4) 相談支援

サービス種別	対象者区分	モニタリング期間	支給期間
計画相談支援	障害福祉サービス受給者	【在宅】 新規または変更：毎月（3か月間） 更新：6か月 【施設入所】 新規または変更：毎月（3か月間） 更新：1年	最長の支給決定サービス終了期間と合わせる
障害児相談支援	障害児通所受給者（障害福祉サービスを併給する場合を含む）	新規または変更：毎月（3か月間） 更新：6か月	
地域移行支援	以下のうち、 地域生活への移行のための支援が必要な者 ①施設入所者 ②精神科病院に入院している精神障害者	6か月	6か月
地域定着支援	単身及び同居の家族が疾病等のため、緊急時の支援が見込めない者	毎月	1年

2 他法との給付調整（障害者総合支援法第7条）

介護保険法に基づく介護給付、健康保険法に基づく療養の給付その他の法令に基づく給付のうち、自立支援給付に相当するものが行われた時は、原則として自立支援給付を行わないこととする（他法優先）。

具体的には、国が規定する「介護給付等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」に準ずるものとする。

3 例外的な支給決定

例外的に、本ガイドラインによらず計画作成を行う場合は、事前に、別途市との協議を経ることとし、協議のあった場合には、市は自立支援協議会の相談支援担当者会で協議を行ない、協議内容を参考に市が支給決定を行なう。

平成 28 年度新規・拡充事業について

1 軽度・中等度難聴児の補聴器購入補助（720千円）【新規】

- (1) 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入及び修理に係る費用の一部を助成
- (2) 対象者は、身体障害者手帳（聴覚）の対象とならない聴力レベル 30 デシベル以上 70 デシベル未満の 18 歳未満の児童
- (3) 補装具の算定基準の 2/3（上限は、1 個の場合 36,000 円、2 個の場合 72,000 円）

2 強度行動障害者支援事業費補助（2,190千円）【新規】

- (1) 知的障害者であって、常時多動・自傷・他害・異食等、生活環境への著しい不適切行動を頻繁に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者（強度行動障害者）を受入れる施設入所支援、短期入所、生活介護の事業所へ、支給要件を満たす利用者に補助基準額に応じ助成
- (2) 施設入所支援・短期入所：5,000 円／日
- (3) 生活介護：1,000 円／日

3 重症心身障害者共同生活援助利用支援事業補助（3,900千円）【新規】

- (1) 重症心身障害者の共同生活援助を実施する事業者に対して、基準職員配置を超える加配職員の人件費補助

4 地域活動支援センター機能強化事業（+3,000千円）【拡充】

- (1) 基礎的事業である、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことに加えて、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

実績については、裏面参照

5 基幹相談支援センター研修会（+151千円）【拡充】

資料 6 参照

安城市見つかるとつながるネットワークについて（案）

* 障害者（児）に関しては障害福祉課とは協議中

* 協力機関等とは今後調整をする。

● 趣 旨

2025年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療を必要とする高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれており、特に認知症に関しては、高齢者の5人に1人が認知症になると言われている。

安城市では2020年に超高齢社会を迎えることが予想されており、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。そのなかで地域における見守り体制、認知症に関する専門職による早期の支援、認知症の理解に関する研修等さまざまな取組を展開しており、そのひとつとして徘徊のおそれのある人が行方不明になった場合に早期発見、事故の未然防止ができるようネットワークを構築する。

● 概 要

- ・徘徊のおそれのある人を事前に市役所に登録し、登録番号の入ったシールを配布。登録内容を市、警察で共有。
- ・行方不明になった場合は原則公開とし、登録時の届出内容（情報提供先）に応じて情報提供を行う。
- ・身元不明者を見つけた場合は、安城警察署に通報するとともに、市役所に連絡し、市役所から情報提供を行う。

【登録対象者】

認知症高齢者、若年性認知症者、障害者・障害児（手帳所持）

【事前登録の申し込み】（申込書案は別紙）

市役所（高齢福祉課・障害福祉課）、地域包括支援センターへ申し込み

【登録情報の管理】

高齢福祉課で一元管理。

地域包括支援センター、障害福祉課で受け付けた届出書は高齢福祉課へ提出。

高齢福祉課は、随時、安城警察署に届出内容を提供。

【シール】

登録時に配布。届出者1名につき10～20枚（1シート）

靴や杖、シルバーカー、自転車などに貼れるよう反射材を使用

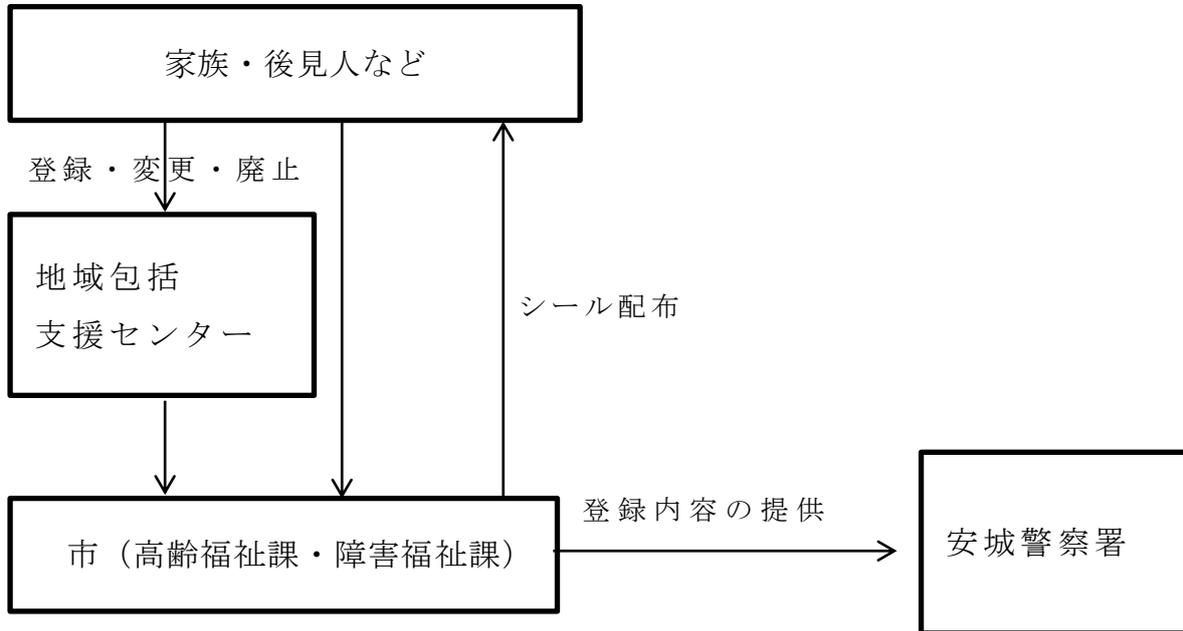
明記する内容は、安城市の文字と登録番号。可能であればQRコードも印刷（公
的な連絡先一覧表にアクセス）

イメージ) 1. 5 c m × 4 c m 位

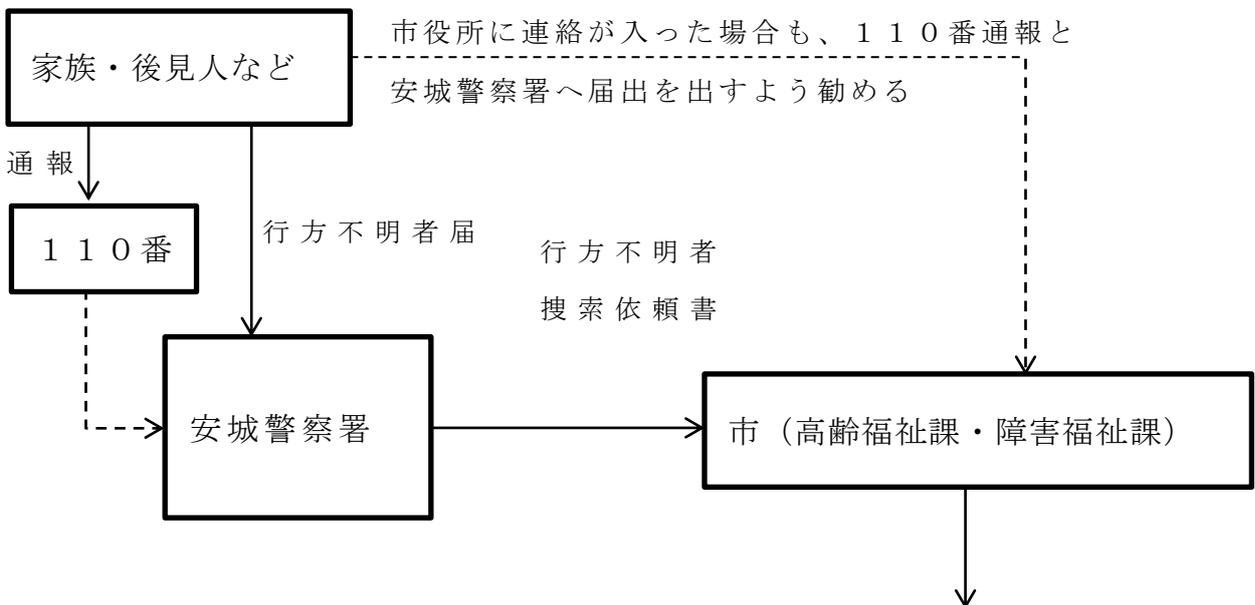
安 城 市 0 0 0 1

● ネットワークの流れ

A 登録時



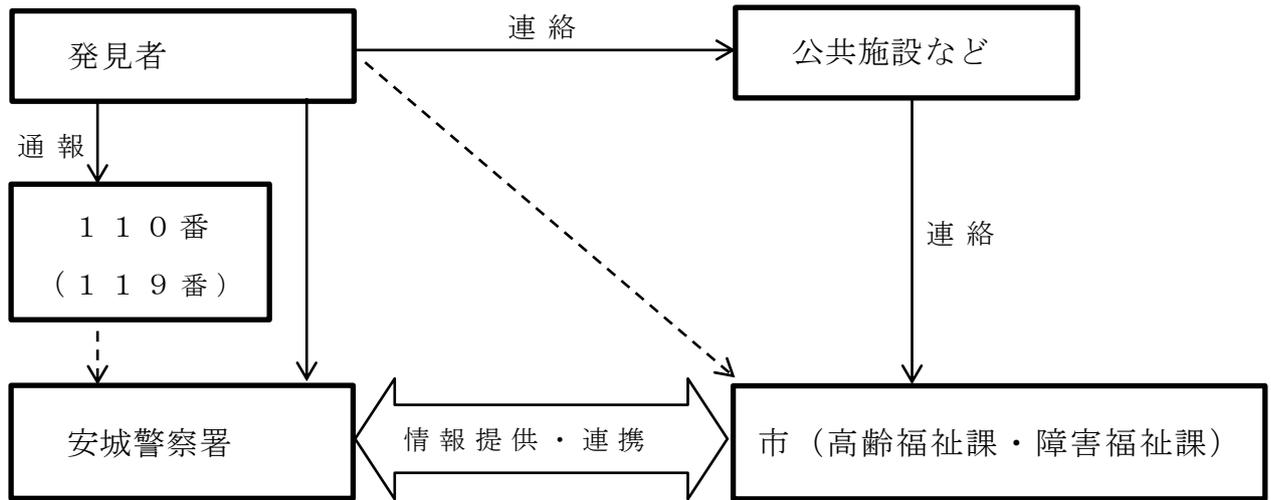
B 行方不明時



【公開】登録時の情報提供段階に応じて情報提供先を分ける（FAX・メール）

- ① 公共施設、市内消防署（4署）、社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター
- ② 介護・障害の事業所、全町内会、安全・安心メールによる配信＋①
- ③ 近隣市、ケーブルテレビ Katch、PitchFM＋①②
- ④ 制限なし 県（他市）＋＊協力機関＋①②③

C 発見時



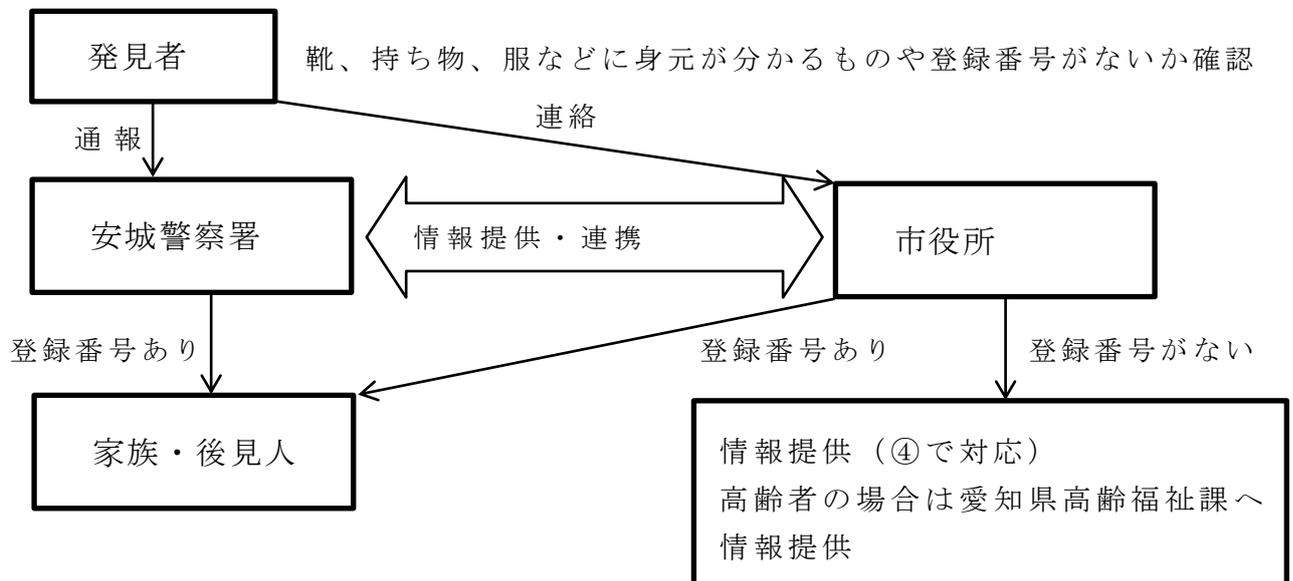
【情報のフィードバック】行方不明時に情報提供した機関等へ発見の報告

- ①公共施設、消防（4分署）、社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター
- ②介護・障害の事業所、全町内会、安全・安心メールによる配信＋①
- ③近隣市、ケーブルテレビ Katch、PitchFM＋①②
- ④制限なし 県（他市）＋＊協力機関＋①②③

＊協力機関とは（公開時の情報提供先） ＊登録制？協定？

コンビニ、金融機関、新聞販売店、郵便局（14箇所）、駅、
あんくるバス運行会社、タクシー会社（○社）、KATCH、PitchFMなどを想定。
今後調整をしていく。

D 身元不明者を見つけた場合



平成28年度 研修会スケジュール

現在計画中の研修

研 修 会 内 容	開催 予定時期
サービス担当者会の意義と開催方法について（相談支援事業所対象）	5月
保護者支援と連携について	6月
サービス担当者会の意義と開催方法について（サービス提供事業所対象）	7月
父親の役割について(仮)	9月
障害者差別解消法について	未定
成年後見について（2回開催予定）	未定
対人援助・技術について	未定
医療・福祉の公的制度について	未定

(1) 障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

(1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

(2) 国・地方公共団体等
事業者

⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

不特定多数の障害者を主な対象とする事前的改善措置（バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等）について、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める。研修等のソフト面も含まれることが重要。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。国・地方公共団体は、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより体制を整備。

3 啓発活動

(1) 行政機関等における職員に対する研修 (2) 事業者における研修

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 内閣府を中心に、多様な主体との連携により、周知啓発活動に積極的に取り組む

イ 家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する

ウ グループホーム等の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを周知するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行う

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨 : 障害者にとって身近な地域において、様々な機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる

(2) 期待される役割 : 適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供 : 国内の具体例・裁判例等の収集・整理、国際的な動向や情報の集積を図り、広く国民に提供

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

- 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図る。
- 法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況の検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行う。